

会費規程

第1条 定款第7条による入会金及び会費は、次の通りとする。

種 別	入会金	会 費	
正会員（個人）	—	—	—
一般会員	—	年 額	2,000 円
学生会員 （中学生以上の生徒・学生）	—	年 額	500 円 （小学生以下無料）
家族会員 （一般会員の家族）	—	年 額	500 円
〃 （団体）	5,000 円	年 額	10,000 円
賛助会員（個人）	—	年 額（一口）	10,000 円
〃 （団体）	10,000 円	年 額（一口）	50,000 円

第2条 会費は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

第3条 正会員（個人・一般）として年度の途中から入会した場合は、入会の月から月 500 円の割で会費を納入するものとする。ただし、その額が年会費を超える場合は、年会費の額とする。

2 正会員（個人・学生）及び正会員（個人・家族）として年度の途中から入会した場合は、入会の月から月 200 円の割で会費を納入するものとする。ただし、その額が年会費を超える場合は、年会費の額とする。

3 賛助会員として新たに入会した場合は、当該年度の会費を全額納入するものとする。

5 顧問に就任する者は、入会金及び会費を免除する。

第4条 会費納入を怠った会員に対する処置はつぎのとおりとする。

1 7 月末日までに当該年度の会費を納入しない場合には、翌月から機関誌等の配布など会員サービスを保留する。

2 当該年度中に会費を納入しない場合は、定款第8条によって自然退会とする。

第5条 前条によって退会となった会員が、再び入会しようとする場合には、新規加入として扱うものとする。

第6条 満 65 歳以上の正会員（個人）が第1条の会費を 10 年分前納した時は、その会員を永久会員とし、以後の会費を徴収しない。

第7条 この規程の変更は、総会の承認を必要とする。

付 則

この規程は平成 20 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は平成 21 年 4 月 18 日から施行する。

この規程は平成 26 年 5 月 10 日から施行する。

この規程は平成 26 年 7 月 19 日から施行する。